

第14 食品衛生等の推進

1 食品衛生

(1) 許可を要する食品関係営業施設

食品営業施設のうち、主要業種（飲食店営業、菓子製造業、魚介類販売業及び食肉販売業）の状況は表1及び図1のとおり。

飲食店営業施設及びその他の業種の施設数については、横ばいもしくは減少傾向となっている。これは県内他地域と同様に大型スーパー、コンビニエンスストアなどの進出が、魚介類販売業、食肉販売業などの専門店の減少につながっていることと、近年の厳しい社会経済情勢を反映しているためと思われる。

(表1 許可を要する食品関係営業施設)

(図1 食品営業施設状況)

(2) 許可を要しない食品関係営業施設

許可を要しない食品関係営業施設のうち集団給食施設に対しては、ひとたび食中毒が発生すれば大型食中毒につながることから、大量調理施設衛生管理マニュアルに基づき監視指導を強化している。

平成23年度の施設数はわずかに増加している。これは、運営が許可を要する委託方式から直営方式に改められたことに伴い、集団給食施設数が増えたためである。

(表2 許可を要しない食品関係営業施設)

(図2 集団給食施設状況)

(3) 魚介類行商登録状況

水産物の流通構造の変化や登録者の高齢化による廃業等により、登録者数は減少傾向にある。

なお、平成23年度は原子力災害等の影響により、登録申請はなかった。

(図3 魚介類行商登録状況)

(4) 食品の収去検査状況

食品の収去検査は管内の製造施設を中心に行っており、特に生食用魚介類、魚介類加工品、菓子類、野菜類・果物及びその加工品等について重点的に実施している。

さらに、平成8年以降、腸管出血性大腸菌食中毒が全国的に発生していることをうけて、学校給食の調理食品、弁当・そうざい類の収去検査も強化している。

ただし、平成23年度は原子力災害対応のため通常の勤務体制がとれなかったため、収去検査は実施できなかった。

(表3 食品収去検査状況)

(5) 食品衛生知識等の普及啓発

食品関係業者などに対する衛生教育、住民への衛生知識の提供のため衛生講習会を実施し、食品に起因する衛生上の危害発生の防止と食品衛生の向上を図った。

また、例年「食品衛生月間」には食品衛生協会及び調理師会等の協力を得ながら食品衛生懇談会や衛生講習会を実施し、消費者に対する食品衛生知識の普及啓発を図っている。

ただし、平成23年度は上記同様原子力災害等のため「食品衛生月間」の関連事業は実施できなかったことから、これに関わる衛生講習会等も行えなかった。

(表4 衛生教育の実施状況)

(6) 食中毒の発生状況

食中毒の発生状況は、平成19年度1件(患者数6名)、平成20年度1件(患者数1名)、平成21年度0件、平成22年度2件(患者数47名)、平成23年度0件であった。

(表5 食中毒発生状況)

(表1) 許可を要する食品関係営業施設						(平成23年度)
	施設数 (23年度末)	許可件数		廃業件数	監視件数	備考 (違反・処分等)
		新規	継続			
飲食店営業	2,011	123	125	237	544	
一般食堂・レストラン等	1,120	81	67	112	246	
仕出し屋・弁当屋	152	9	5	8	70	
旅館	208	8	17	27	48	
その他	531	25	36	90	180	
菓子製造業	240	8	10	23	84	
乳処理業	1				5	
乳製品製造業	1			1	6	
集乳業	1					
魚介類販売業	355	26	9	46	104	
魚介類せり売り営業	6			2	6	
魚肉ねり製品製造業	2					
食品の冷凍又は冷蔵業	5	1	1	1	11	
かん詰又はびん詰食品製造業	9	1	1	2	5	
喫茶店営業	378	21	44	39	70	
あん類製造業	3				3	
アイスクリーム類製造業	24	2		7	13	
乳類販売業	603	46	27	74	106	
食肉処理業	13		2	2	19	
食肉販売業	291	18	17	28	105	
食肉製品製造業	4	1		1	4	
乳酸菌飲料製造業	1				4	
食用油脂製造業	2					
みそ製造業	36		6	1	3	
醤油製造業	5		2	1	2	
ソース類製造業	2			2		
酒類製造業	5					
豆腐製造業	33		2	2	6	
納豆製造業	2			2		
めん類製造業	18		3	1	3	
そうざい製造業	108	5	5	17	20	
添加物製造業	6				1	
清涼飲料水製造業	4		1	3	4	
氷雪製造業	2			3	2	
氷雪販売業	12	1		2	2	
合計	4,183	253	255	497	1,132	0

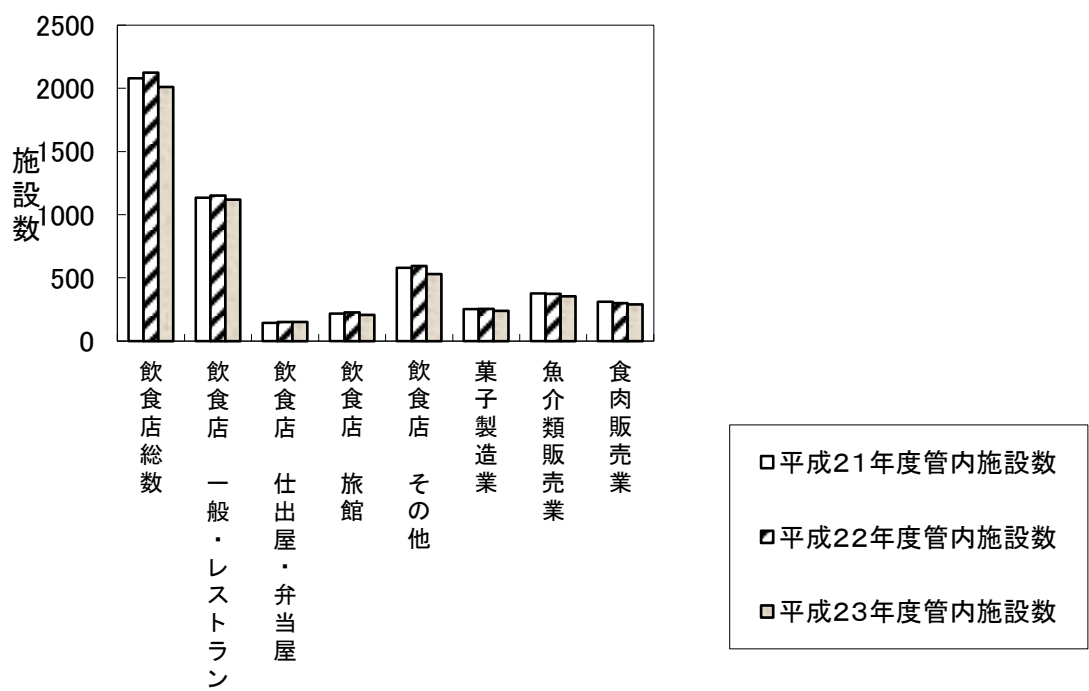
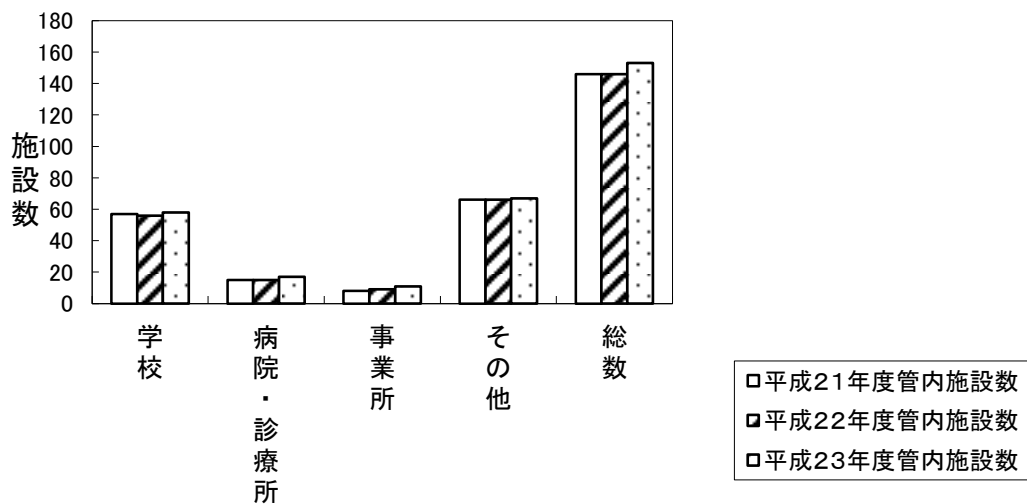
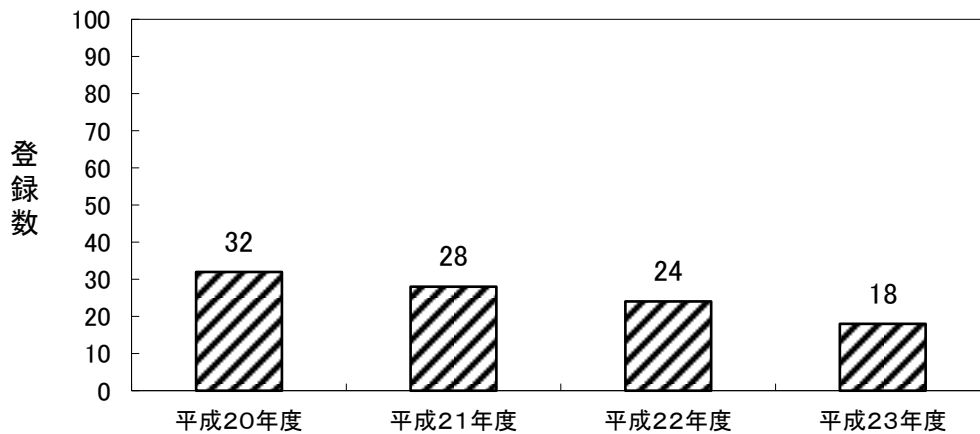


図1 食品営業施設状況

(表2) 許可を要しない食品関係営業施設			(平成23年度)
	施設数		調査監視指導件数
	(23年度末)		
集団給食施設	153	66	
学 校	58	37	
病 院・診 療 所	17	10	
事 業 所	11	8	
そ の 他	67	11	
乳 さ く 取 業	110		
食 品 製 造 業	86	6	
漬 物 製 造 業	46	2	
野 菜 類(除 漬 物)加 工 業	2		
魚 介 類 加 工 業	10	1	
こ ん に や く 製 造 業	4		
そ の 他	24	3	
野 菜 果 物 販 売 業	225	133	
そ う ざ い 販 売 業	120	118	
菓 子(パ ン を 含 む)販 売 業	595	110	
食 品 販 売 業(上 記 以 外)	686	148	
添 加 物 の 販 売 業	37	41	
器 具・容 器 包 装・お も ち や の 製 造 業 又 は 販 売 業	109	48	
合 計	2,121	670	0



(図2) 集団給食施設状況



(図3) 魚介類行商登録状況

(表3) 食品の収去検査状況

		魚介類	冷凍食品	魚介類加工品(缶詰・瓶詰を除く)	肉卵類及びその加工品(缶詰・瓶詰を除く)	牛乳	乳製品	乳類加工品	アイスクリーム類・氷菓	穀類及びその加工品(缶詰・瓶詰を除く)	野菜・果物及びその加工品(缶詰・瓶詰を除く)	菓子類	清涼飲料水	酒精飲料	水	かん詰・びん詰	その他の食品	器具及び容器包装	合計
		平成21年度	検体数	33		85	52	19	2		16	40	219	37	20				
	不良検体									1									1
平成22年度	検体数	25		52	25	13	4		9	27	150	35	8				3		351
	不良検体								2										2
平成23年度	検体数																		0
	不良検体																		0

(表4) 衛生教育の実施状況

	営業者		集団給食		消費者		食品衛生責任者養成講習会		小学生及び学校関係者		その他(後援事業)		合計	
	回数	人員	回数	人員	回数	人員	回数	人員	回数	人員	回数	人員	回数	人員
平成21年度	51	2,181	10	531	5	152	6	172	1	33	6	253	79	3,322
平成22年度	56	2,086	11	828	3	46	6	217	10	472	12	220	98	3,869
平成23年度	15	523	4	122	1	40	2	27	0	0	0	0	22	712

(表5) 食中毒の発生件数

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
発生件数(件)	1	1	0	2	0
患者数(人)	6	1	0	47	0

2 動物愛護管理対策

狂犬病の発生防止を目的とした「狂犬病予防法」、犬による危害の防止を目的とした「犬による危害の防止に関する条例」に基づき「犬の適正管理指導」、「咬傷事故に対する措置」、「放置犬などの捕獲」を行っている。

また、「動物の愛護及び管理に関する法律」に基づき「飼い犬等のしつけ方教室」、「不用犬・ねこの引取」、「犬・ねこの譲渡事業」、「小学校への獣医師派遣事業」等を行っている。

これらの事業を総合的に推進し、人と動物が共に快適に暮らせる生活環境の確保を図るとともに、動物の適正管理と動物愛護思想の普及啓発を行った。

(1) 動物等の適正飼養管理事業

① 犬の登録、狂犬病予防注射実施状況

近年のペットブームやコンパニオンアニマルとして飼育されている犬の増加により、犬の登録は増加傾向にある。

平成12年度からは、狂犬病予防法の一部改正に伴い、登録原簿の管理及び狂犬病予防注射の実施などが市町村に移譲されている。

平成 23 年度は注射頭数が激減したが、これは震災の影響と考えられる。狂犬病発生を未然に防止するためには、さらに未登録犬の解消、注射実施率の向上を図る必要がある。

(表6 登録・狂犬病予防注射実施頭数)

② 犬苦情処理状況

平成 23 年度の犬に関する苦情件数は 227 件で、「放浪犬」、「迷い犬」、「放し飼い」など飼い主の適正管理の不徹底による苦情が多いため、飼い主に対する適正飼育の指導を行った。また、平成 23 年度の捕獲頭数は 118 頭であったが返還頭数は 15 頭 (12.7%) で、飼い主の無関心さ、動物愛護精神の低さが見受けられ、より一層の啓発を行っていく必要がある。

(表 7 犬苦情処理件数)

③ 咬傷事故に対する措置状況

飼い主の不適正な管理などによる咬傷事故は 16 件発生し、被害者は 16 名であった。飼い主に対し適正管理を指導し再発防止を図った。

④ 不用犬・ねこの引取

犬の引取は、子犬が登録犬を上回っており、また、ねこでも成ねこよりも子ねこが極端に多いことから、去勢・避妊手術等の普及啓発とあわせて終生飼養のさらなる指導が必要である。

(表8 不用犬・ねこの引取状況)

⑤ 警戒区域内のペット動物保護

県内他保健福祉事務所等の応援を受け、警戒区域内に取り残された被災ペットの保護活動を実施した。

実績：犬 398（うち返還 126）頭、ねこ 304（うち返還 128）匹

⑥ 飼い犬のしつけ方教室

例年、飼い犬のしつけ方教室は、保健福祉事務所職員と開業獣医師、動物愛護ボランティア登録者が、飼い犬に関する法令、生理、行動、健康管理等の学科講習と実技講習を行い、飼い主及び飼い犬が社会的マナーを身につけることを目的に開催している。

平成 23 年度は、震災の影響により実施することができなかった。

(2) 動物愛護思想の普及啓発

① 小学校への獣医師派遣事業

例年、動物を愛護する気風を招き、生命尊重や友愛など情操面の涵養を目的に、小学校へ獣医師を派遣して、小学校で飼育しているウサギ、ニワトリなどの飼育方法を中心とした動物の生理・行動・健康管理等の教育、啓発及びふれあいを実施している。

平成 23 年度は、震災の影響により実施することができなかった。

② 犬・ねこの譲渡事業

動物の虐待防止や適正な動物の取扱いを目的に、捕獲犬及び不用犬の譲渡事業を実施している。

なお、子犬については、一定期間保健福祉事務所内で飼育し、社会性をはじめとする成長過程に必要な適応力を身につけた上で譲渡している。

平成 23 年度は、震災の影響により実施することができなかった。

③ 動物ふれあい訪問活動

動物とのふれあいは人に安らぎや潤いを与え、こころ豊かな生活を送る一助となる。特別養護老人ホームを保健所職員、動物愛護ボランティア登録者が動物と一緒に訪問し、人と動物とのふれあいの場を設け、お年寄りや心身に障害のある方々に精神面のケアとリハビリテーションの手助けを行っている。

平成 23 年度は、震災の影響により実施することができなかった。

④ 動物愛護ボランティアの養成及び支援

「人と動物の調和ある社会づくり」「快適で健やかな生活の実現」をめざすための事業として飼い犬のしつけ方教室を実施しているが、この教室の受講者から動物愛護に関心の高い方を募り、動物愛護ボランティアとして活動していただくため、「動物愛護ボランティア養成講習」を実施している。

これらボランティアの活動を円滑に推進するため「相双動物愛護ボランティア会」の活動について事務局として支援している。

- 動物愛護ボランティア登録者数 56名
- 相双動物愛護ボランティア会員数 29名

(表6) 登録・狂犬病予防注射実施頭数

市 町 村	実登録数	予防注射頭数
相 馬 市	2,805	798
南 相 馬 市	4,633	2,433
広 野 町	464	34
檜 葉 町	444	0
富 岡 町	795	129
川 内 村	223	66
大 熊 町	612	129
双 葉 町	426	21
浪 江 町	1,545	54
葛 尾 村	244	0
新 地 町	683	407
飯 館 村	675	133
合 計	13,549	4,204

平成24年3月末現在

(表7) 犬苦情処理件数

	捕獲車	指導車	合 計
放 し 飼 い	20	4	24
捨 て 犬	1	0	1
迷 い 犬	34	11	45
放 浪 犬	101	20	121
野 犬	1	0	1
家畜・田畑等の被害	2	1	3
咬傷等の危険性	7	3	10
臭気、蠅等	0	0	0
啼 声	6	1	7
脱 糞	6	0	6
そ の 他	7	2	9
合 計	185	42	227

(表8) 不用犬・ねこの引取状況

犬	合計
登録犬	65頭
子犬	21頭

区分	所有者あり	所有者不明	合計
成ねこ	1匹	21匹	22匹
子ねこ	9匹	48匹	57匹